

E i w a N e w s

平成 27 年度税制改正による制度の創設・拡大

平成 27 年 2 月
(No. 115)

前月の本誌 No.114 で平成 27 年度税制改正大綱の概要をご紹介しました。

今回はその税制改正項目の中から、下記の二項目（新設される制度と拡大される制度）をご紹介いたします。

なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

[1] 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

1. 概要

贈与者（受贈者の直系尊属に限る）が 20 歳以上 50 歳未満の受贈者へ結婚・子育て資金を拠出し、金融機関に信託等をした場合は、受贈者 1 人当たり 1,000 万円（結婚資金については 300 万円を限度）までについては、贈与税が課されないこととなります。

「結婚・子育て資金」とは、結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用等及び妊娠・出産に要する費用、子の医療費及び保育料のうち一定のものをいいます。

2. 要件

(1) 申告

この規定の適用を受けるためには、受贈者は結婚・子育て資金非課税申告書を、金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 払出しの確認

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。

3. 終了時

受贈者が 50 歳に達した場合、死亡した場合又は信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったときは、金融機関は結婚・子育て資金として払い出した金額の合計額（以下「結婚・子育て資金支出額」という）等を記載した調書を税務署長に提出します。

贈与者から拠出された金額からその結婚・子育て資金支出額を控除した残額の取扱いについて、受贈者が 50 歳に達した場合又は信託財産等の価額が零となり終了の合意があったときは、これらの事由の該当日にその残額の贈与があったものとして贈与税が課税されます。

なお、受贈者の死亡により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、贈与税が課税されることはありません。

4. 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合の残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税価格に加算されます。

5. 適用期間

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に抛出されるものに限り適用されます。

[2] 外形標準課税の拡大

今般の税制改革では課税ベースを拡大しつつ法人実効税率の引下げが行われますが、その課税ベース拡大項目の一つとして、外形標準課税が拡充されます。

法人事業税及び地方法人特別税の税率の改正により、資本金 1 億円超の普通法人の法人事業税の標準税率及び地方法人特別税の税率が以下のように変更されます。

		現行	改正案	
			平成 27 年度	平成 28 年度 ~
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8%	3.1%	2.5%
		(2.2%)	(1.6%)	(0.9%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5%	4.6%	3.7%
		(3.2%)	(2.3%)	(1.4%)
年 800 万円超の所得	7.2%	6.0%	4.8%	
	(4.3%)	(3.1%)	(1.9%)	
地方法人特別税		67.4%	93.5%	152.6%

(注 1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

(注 2) 平成 27 年度...平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度
平成 28 年度 ~ ...平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度

現行では法人事業税の 1/4 相当部分が外形課税（付加価値割及び資本割）ですが、この改正により付加価値割税率と資本割税率が引き上げられ、外形課税の割合が 3/8 と高められます。

同時に法人実効税率の引下げのため、所得割税率は引き下げとなります。

よって、赤字法人は外形課税の強化で負担が増加し、黒字法人の負担は減少します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。